

訴えの提起について（その1）

1 事案の概要

令和5年2月をもって事業を終了した、中堅所得者向けの旧文京区立根津一丁目住宅（以下「旧区立住宅」という。）の使用者に対しては、使用許可の終了及び解約の申入れ通知等をおこなってきたところであるが、現在も2名の使用者が旧区立住宅の使用を継続している。そのため、当該2名の使用者のうち1名（以下「本件使用者①」という。）に、使用している居室の明渡し等を求める訴えを提起する。

なお、当該2名の使用者のうち他の1名（本件使用者②）については別途提訴する。

2 本件使用者①に係る経過概要

平成25年	8月	旧区立住宅に入居
令和2年	7月	特定公共賃貸住宅制度終了後の意向調査
令和3年	7月	特定公共賃貸住宅制度終了のお知らせ送付
令和4年	1月	制度終了説明（電話） 転居先のあっせん窓口となる不動産事業者リスト送付
令和4年	2月	使用許可の終了の通知送付
令和4年	3月	建設委員会報告 「文京区住宅政策審議会の開催及び文京区立住宅事業の終了について」
令和4年	8月	使用許可の終了及び解約の申入れ通知送付
令和4年	9月	建設委員会報告 「文京区立住宅事業終了後の施設の活用方針について」
令和4年	11月	本件使用者①、が退去の請求に応じることができない旨の回答書持参
令和4年	12月	文京区立住宅条例を廃止する条例可決（本会議）
令和5年	2月	文京区立住宅事業終了
令和5年	3月	現地訪問調査 異議申述書（明渡し請求書）送付
令和5年	4月	本件使用者①より、特定記録郵便（令和11年3月31日まで使用を希望する等）收受
令和5年	5月	令和5年6月16日を明渡し期限とする最後通告送付

本件使用者①より、特定記録郵便（令和11年3月31日まで使用を希望する等）收受

令和 5年 6月 本件使用者①より、3月～5月分使用料等相当額に関する供託通知書收受

3 請求趣旨

- (1) 本件使用者①に対し、使用している居室の明渡しを求める。
- (2) 本件使用者①に対し、使用料及び共益費相当額の金員を支払うことを求める。
- (3) 本件使用者①に対し、訴訟費用の負担を求める。
- (4) 仮執行の宣言を求める。